

林業・木材産業改善資金

林業や木材産業を営む方（これから経営を始める方を含む）が、新たな生産・販売方式の導入等の先駆的な取組みにより、経営のレベルアップを図ったり、林業労働に関する労働災害の防止を図るため等に必要な資金を、大阪府から無利子で借り入れることができる資金です。

■ 対象者／林業者や木材産業を営んでいる会社など

・ 林業従事者

（会社の場合は、資本金もしくは出資の総額が 1,000 万円以下のもの又は常時使用する従事者の数が 300 人以下のものに限られる。）

・ 木材製造業、木材卸売業、木材市場を営む者

（資本金もしくは出資の総額が 1,000 万円以下の会社又は常時使用する従事者の数が 100 人（木材製造業は 300 人）以下 の会社もしくは個人に限られる。）

■ 資金の目的・使途 / いずれかの改善措置に該当する必要があります。

<改善措置の主な内容>

① 新たな林業部門の経営開始

- ・ 新たに素材生産事業やきのこ栽培などを開始するために必要な機械や施設の導入
- ・ 新たに長伐期施業や複層林施業を実施する場合や森林認定を取得して行う林業経営

② 新たな木材産業部門の経営開始

- ・ 新たに集成材用ラミナの生産、集成材製造、プレスカット加工、木材市場業などを開始するための必要な機械や施設の導入。

③ 林産物の新たな生産方式の導入

- ・ 生産性の向上、品質の向上などに役立つ林業生産機械や木材加工機械の新たな導入。
（木材乾燥施設や木質バイオマス利用施設を含む）。
- ・ 機械や設備だけでなく、量的なまとまりがあったり、団地性を確保した森林施業など先駆的な生産方式の導入。

④ 林産物の新たな販売方式の導入

- ・ 売上高の向上等に役立つ販売用機械や施設の導入。
（ITを活用した販売方式も含む。）
- ・ 機械や設備だけでなく、量的なまとまりを確保した森林施業など先駆的な生産方式。

⑤ 林業労働に係る安全衛生施設の導入

- ・ 防振装置付きチェーンソー、防振装置付き携帯用刈払機、電動式刈払機、自走式枝打機、玉切り装置、暖房付き人員輸送車、振動障害予防器具、無線機、人員輸送用モジュール、休憩施設などの導入。

⑥ 林業労働に従事する者の福利厚生施設の導入

- ・ 休憩室、更衣室、浴場、シャワー、トイレ等を付備した施設などの導入。

■ 貸付限度額（大阪府の予算の範囲内に限ります。）

個人：1,500万円 法人：3,000万円 団体：5,000万円

■ 融資率

事業費の100%

■ 貸付利率

無利子

■ 担保等

連帯保証人または物的担保

■ 償還期間

10年以内（据置期間3年以内）

※償還期間等の決定については、借入希望者の経営状況、貸付対象施設の性質、規模、耐用年数などを総合的に勘案し適正な期間を設定することとなります。

■ 問い合わせ先

お近くの農と緑の総合事務所にご相談ください。

名称	住所・電話番号	所管地域
北部農と緑の総合事務所 森林課	茨木市穂積 1-3-43 三島府民センタービル内 072-627-1121（代表）	吹田市、高槻市、茨木市、 摂津市、島本町、豊中市、池田市、 箕面市、豊能町、能勢町
中部農と緑の総合事務所 森林課	八尾市庄内町 2-1-36 中河内府民センタービル内 072-994-1515（代表）	大阪市、守口市、枚方市、八尾市、 寝屋川市、大東市、柏原市、門真 市、東大阪市、四条畷市、交野市
南河内農と緑の総合事務所 森林課	富田林市寿町 2-6-1 南河内府民センタービル内 0721-25-1131（代表）	富田林市、河内長野市、松原市、 羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、 太子町、河南町、千早赤阪村
泉州農と緑の総合事務所 森林課	岸和田市野田町 3-13-2 泉南府民センター内 072-439-3601（代表）	堺市、岸和田市、泉大津市、 貝塚市、泉佐野市、和泉市、 高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、 熊取町、田尻町、岬町